

事 務 連 絡

令和2年3月31日

市内移動支援事業者各位

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合には、以下の要件を満たすことで、居宅等において行った、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援について、移動支援を実施したものとして取り扱って差し支えないこととします。

ただし新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための臨時的、特例的な取扱いであり、今後の流行状況等の変化を踏まえ、厚生労働省から連絡があれば、取扱いを変更・廃止することになります。

- ① 事業者から区福祉事務所へ事前に連絡し、当該ケースについて居宅等における支援の必要性や、具体的な支援内容について福祉事務所担当者へ説明し、居宅等におけるサービス提供の可否について判断を求めること（電話連絡で可）。
- ② ①の内容（確認した日時、区福祉事務所の担当者名）、障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない理由、及び提供した介護内容について、記録を行うこと。

なお、本取り扱いについては、障害者等が移動支援を利用して外出する予定があったものの、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に居宅等においてサービス提供を行った場合に限るものであり、障害者等から居宅等においてのサービス提供を前提とした利用相談があった場合においては、従来通り算定対象外の支援内容となるため、ご注意ください。

<問い合わせ先>

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

自立支援係：深田、遠山

Tel：078-322-5230

Fax：078-322-6065